

令和 7 年 10 月 17 日

報道機関各位

県土整備部河川砂防課

令和 7 年度第 2 回中村川水系河川整備計画懇談会を開催します（当日取材依頼）

青森県では、令和 4 年 8 月の洪水による甚大な浸水被害を踏まえ、中村川水系の治水計画を見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

今回、平成 20 年に策定した河川の整備に関して実施すべき事項を定めた「中村川水系河川整備計画」を見直すため、第 2 回懇談会を開催します。

この懇談会は学識経験者や地域住民の代表者を委員として設立し、委員からお聴きした御意見を計画に反映するためのもので、前回懇談会や関係部局等からの意見を踏まえた河川整備計画（原案）について御説明します。

なお、取材を希望される場合は、令和 7 年 10 月 28 日（火）までに別紙 1 取材申込書を提出くださるようお願いします。

<見直しのポイント>

- 整備の目標とする治水安全度を 1/10 から 1/30 に変更し、抜本的な治水対策を推進する。
- ダムや遊水地などの「洪水調節施設の調査・検討」を新たに位置づける。
- 施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、国・県・市町村、住民などの流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に治水対策を行う「流域治水」を推進することを追加する。

記

1. 懇談会の開催

日 時 令和 7 年 11 月 5 日（水）14：00～16：00（審議のみ）
場 所 鱒ヶ沢町役場 2 階 委員会室
内 容 「中村川水系河川整備計画（変更）（原案）」について

2. 審議の傍聴について

傍聴を希望される方及び報道関係者は、13 時 50 分までに会場へお越し下さい。

報道機関用提供資料		
担当課 担当者	県土整備部河川砂防課 ダムグループ GM 外川 幸久	
電話番号	直通	017-734-9664
	内線	6736
報道監	県土整備部 理事 米田 均	

令和 7 年度第 2 回中村川水系河川整備計画懇談会 議事次第

日時：令和 7 年 11 月 5 日（水） 14:00～16:00

場所：鯉ヶ沢町役場 2 階 委員会室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 出席者の紹介
4. 議 事
 - (1) 意見と対応について
 - (2) 中村川水系河川整備計画（変更）（原案）の説明
 - (3) 意見とりまとめ
 - (4) 今後の予定
5. 閉 会

【配付資料】

- 資料－ 1 ：第 2 回中村川水系河川整備計画懇談会
 - ・議事次第
 - ・懇談会の設立趣旨
 - ・委員名簿
 - ・席図
- 資料－ 2 ：中村川水系河川整備基本方針（令和 7 年 3 月策定）
- 資料－ 3 ：中村川水系河川整備計画（変更）（原案）
- 資料－ 4 ：意見と対応について
- 資料－ 5 ：中村川水系河川整備計画（変更）（原案） 説明資料
- 資料－ 6 ：中村川河川整備計画（変更）策定までの今後の流れ
- 懇談会規約
- 傍聴規定

懇談会の設立趣旨

青森県では、これまで、河川の整備の基本となるべき方針に関する事項を定めた「中村川水系河川整備基本方針」を平成 13 年 10 月に、中村川の今後概ね 20 年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「中村川水系河川整備計画」を平成 20 年 4 月に策定し、これらに基づき、河川整備（河口から 1.4km 区間の河道改修）と維持管理を実施してきました。

このような状況の中、令和 4 年 8 月 9 日には、停滞する前線の影響で津軽を中心に激しい大雨に見舞われ、この洪水により中村川では溢水が発生し、市街地において約 40ha、床上・床下あわせて 367 戸の家屋で浸水被害を受けたほか、JR 五能線で線路設備に被害を受け、同年 12 月まで一部運休が続くなど、住民生活に大きな影響を与えました。

また、近年の水災害が頻発化・激甚化し、今後も気候変動により降雨量が増加することなどが懸念されることを踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へ強化し、さらに、これら気候変動の影響や社会動向、技術革新の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で洪水に備える流域治水へ転換し、防災・減災を多層的に推進する社会を目指すといった提言が国から示されました。

これを受け、県では、中村川において、気候変動の影響を考慮し降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を見直し、令和 7 年 3 月に河川整備基本方針を策定しました。

引き続き、具体的な河川整備に関する事項を定めた、中村川水系河川整備計画（変更）（案）の作成を行うため、学識経験者、関係住民など、中村川流域や各々の専門分野の知見の深い方々で構成される「中村川水系河川整備計画懇談会」において、中村川及び流域の現状と将来像を考慮しながら、中村川の整備を進める上でのご提言をいただくこととしたものです。

中村川水系河川整備計画懇談会 委員名簿

No.	分野	細分野	役職	氏名
1	学識 経験者	河川工学	八戸工業大学 名誉教授	佐々木 幹夫
2			青森中央学院大学 経営法学部 准教授	中村 智行
3		文化財	中泊町博物館 館長	齋藤 淳
4		環境 (植物)	青森自然誌研究会 会長	齋藤 信夫
5		関係漁業	青森県産業技術センター 内水面研究所 調査研究部 部長	大水 理晴
6		農業水利	弘前大学 農学生命科学部 地域環境工学科 教授	丸居 篤
7		水質	鱸ヶ沢町 建設水道課 上下水道班 総括主幹	奥口 貴光
8	流域内の 住民代表	R4.8浸水被 害区域の町 内会長	いわやちょうないかい 岩谷町内会 会長	工藤 豊
9			みやまちょうないかい 宮浜町内会 会長	國谷 正春
10			しんでんちょうないかい 新田町内会 会長	工藤 晴久
11		中上流域の 町内会長	なかむらちょうないかい 中村町内会 会長	工藤 一幸
12			しらさわちょうないかい 白沢町内会 会長	佐藤 和茂
13			鱸ヶ沢地域婦人団体連絡協議会 会長	工藤 せつ子
	計 13名 (内：学識経験者7名、住民代表6名)			

中村川水系河川整備計画懇談会に関する傍聴規定

1. 「中村川水系河川整備計画懇談会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴によりのみ行う。
3. 会議の傍聴は以下のとおり実施する。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は一般傍聴人と報道関係者を区分する。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断する。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 人に危害を加えたり、迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ 拡声器の類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ そのほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑をおよぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと
 - イ 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 他人の迷惑となる行為をしないこと
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと
 - オ その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと
 - (6) 傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があつたときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、懇談会の傍聴にあたっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

送信用紙

令和 7 年 月 日

申込期限：令和 7 年 10 月 28 日（火）

申込先：

県土整備部河川砂防課 あて

メールアドレス：kasensabo@pref.aomori.lg.jp

F A X：017-734-8191

取材申込書

報道機関名		
参加者氏名 (代表者の方を一番上に記載してください)		
連絡先 (参加する代表者のみで結構です)	電話番号	
	メールアドレス	
備考		

特記事項

- ①申込の際の個人情報については、今回の取材に関する目的以外に使用しません。
- ②取材当日、発熱や風邪等の症状がみられる方は参加をお控えください。
- ③天候等の事情により、日程を変更する場合があります。
- ④取材にあたっては係員の指示に従ってくださるようお願いします。